

帯広しんきん ワンタイムパスワードサービス利用規定

第1条 ワンタイムパスワードサービスについて

ワンタイムパスワードサービス（以下「本サービス」といいます。）とは、WEBバンキングサービスの利用に際し、当金庫がお客様に交付する機器（以下「トークン」といいます。）により生成され、表示された可変的なパスワード（以下「ワンタイムパスワード」といいます。）を、契約者IDおよびログインパスワードに加えて用いることにより、お客様本人の認証を行うサービスを行います。（但しWEBバンキングサービスのサービス内容により、契約者ID、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードに加えて、資金移動用パスワードが必要となるサービスがあります。）

第2条 利用資格

本サービスの利用者は、WEBバンキングサービスを契約しているお客様に限るものとします。

第3条 利用申込及び利用開始

お客様が当金庫に本サービスの利用開始の依頼を行う場合は、当金庫所定の方法により当金庫宛に届け出てください。この場合、当金庫から当該手続時の住所にトークンを郵送いたします。トークン到着後、お客様ご自身にてWEBバンキングサービスの登録画面から利用開始登録を行うことにより、本サービスの利用が可能となります。

第4条 本サービスの利用

- 本サービスの利用開始後は、WEBバンキングサービスの利用に際し、お客様が端末を用いる場合には、当金庫は当金庫所定の取引について契約者IDおよびログインパスワードに加えてワンタイムパスワードによる認証を行います。その場合には、お客様は契約者ID、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードを当金庫所定の方法により正確に伝達するものとします。当金庫が確認し、認識した契約者ID、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードが、契約時に発行する契約者ID、お客様が登録されているログインパスワードおよび当金庫が保有しているワンタイムパスワードと各々一致した場合には、当金庫はお客様からの取引の依頼とみなします。
- 前1項にかかわらず、契約者ID、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードに加えて資金移動用パスワードが必要となるサービスについては、当金庫は前1項の認証のほか、当金庫が資金移動用パスワードを確認し、当金庫が認識した資金移動用パスワードが各々一致した場合には、当金庫はお客様からの取引の依頼とみなします。

第5条 トークンの有効期限

- トークンの有効期限は当金庫が定め、トークン裏面に記載の期限までとします。
- 前1項の有効期限までに第9条の解約および利用停止等がない限り、当金庫は新しいトークンをお客様に交付します。
- 新しいトークンが交付された場合には、お客様は第3条の利用開始登録を行うものとします。

第6条 トークンの紛失及び盗難

- お客様は、トークンを失ったとき、トークンが偽造、変造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じたとき、または他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当金庫所定の方法によって当金庫に届け出るものとします。この届け出を受けたときは、当金庫は直ちに本サービスの利用の停止措置を講じます。
- 前1項の場合、お客様は、再発行の依頼を当金庫所定の方法により行うことができます。当金庫がトークンの再発行の依頼を受け付けた場合、当金庫は、トークンを再発行のうえ、お客様の届出住所宛に郵送します。この場合、必要に応じ当金庫所定の再発行手数料をいただく場合があります。
- 前2項によりトークンの再発行を行った場合には、お客様は第3条の利用開始登録を行うものとします。

第7条 利用料

- 本サービスの利用にあたっては、必要に応じ当金庫所定のワンタイムパスワード利用料（以下「本サービス利用料」といいます。）をいただく場合があります。この場合、当金庫は本サービス利用料を申込代表口座から、当金庫所定の日に自動的に引き落とします。
- 本サービス利用料は、お客様の利用開始登録の実施有無にかかわらず、当金庫所定の月から発生するものとします。また、当金庫が一旦引き落としした本サービス利用料については、本サービスの解約その他事由のいかんを問わず、返却しないものとします。
- 当金庫は本サービス利用料をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

第8条 免責事項等

- トークンを第3条により発行または再発行のうえお客様に郵送する際に、郵送上の事故等当金庫の責めによらない事由により、第三者（当金庫職員を除く）が当該トークンを入手したとしても、そのために生じた損害については、当金庫はいっさい責任を負いません。
- ワンタイムパスワードおよびトークンは、お客様自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないものとします。ワンタイムパスワードおよびトークンの管理について、お客様の責めに帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合を除き、お客様に損害が生じた場合については、当金庫はいっさいの責任を負いません。
- ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合、お客様は、当金庫宛に直ちにワンタイムパスワードの利用中止およびトークンの再発行の依頼をするものとします。ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、当金庫に責めがある場合を除き、お客様に損害が生じた場合については、当金庫はいっさいの責任を負いません。ただし、帯広しんきんWEBバンキングサービス利用規定の第13条「不正な資金移動等」に定める補てんの請求要件に該当する場合にはこの限りではないものとします。
- 当金庫が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードが当金庫所定の回数以上連続して伝達された場合は、当金庫はお客様に対する本サービスの利用を停止します。お客様が本サービスの利用の再開を依頼する場合には、当金庫に連絡のうえ、所定の手続きをとってください。
- お客様の届出住所が不正確である為、あるいは、お客様が届出住所の変更の届出を怠った為に、郵送したトークンが当金庫に返戻された場合は、本サービスは使用できなくなります。また、トークンが郵便局の留置期間経過等の理由で当金庫に返戻された場合は、お客様は当金庫に再度、送付を依頼するものとします。

第9条 本サービスの解約等

- 本サービスの契約は、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも利用停止することができるものとします。この場合、利用停止の効力は、本サービスに関してのみ、生じるものとします。なお、お客様からの利用停止の通知は当金庫所定の方法によるものとします。
- WEBバンキングサービスが解約されたときは、本契約は全て解約されたものとみなします。
- 前1項、前2項の利用停止、解約により、本サービスの利用を取りやめる場合には、お客様の責任においてトークンを処分してください。

第 10 条 譲渡・質入・貸与の禁止

トークンの所有権は、当金庫に帰属するものとし、当金庫は、お客様にトークンを貸与するものとします。お客様は、トークンにつき他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定してはならず、また、トークンを他人に貸与、占有または使用させることはできません。

第 11 条 規定等の準用

本契約に定めのない事項については、WEBバンキングサービス利用規定、各サービス利用口座にかかる各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座にかかる各種カード規定、振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書により取扱います。

第 12 条 規定の変更等

当金庫は、本規定の内容を、お客様に事前に通知することなく店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更できるものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫はいっさい責任を負いません。

第 13 条 準拠法・管轄

1. 本契約の契約準拠法は日本法とします。
2. 本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫本店所在地を管轄する地方裁判所とします。

以 上

平成 21 年 5 月 1 日 現在